

障害者活躍推進計画（羽幌町）

- 1 機関名 羽幌町
- 2 任命権者 羽幌町長
- 3 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

4 羽幌町における障害者雇用に関する課題

羽幌町は、令和6年6月現在、実雇用率は法定雇用率を満たしていないが、法定雇用率に対する算定上の障害者雇用者数は満たしているため、現在の雇用者数を維持するよう努める。

また、障害者雇用の課題としては、職員が働く庁舎等の施設について比較的古い施設が多く、バリアフリー化や多目的トイレの少なさなど、障害者にとって必要な設備が十分でないことなどが挙げられる。

5 目標

（1）採用に関する目標

【実雇用率】

（令和11年6月1日時点） 2.8%

（参考：令和6年6月1日時点の実雇用率） 2.27%（算定上の障害者雇用者数3人）

（評価方法） 毎年 の 任命状況通報により把握・進捗管理

（2）定着に関する目標

なし

※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定

（3）キャリア形成に関する目標

職員からの自己申告書の提出等を通じて、引き続き可能な業務について職域を拓けるよう努める。

（評価方法） 人事評価などを基に把握

6 取組内容

（1）障害者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
- ・ 障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員が閲覧できるイントラネット等にて周知する。
- ・ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当

該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

（２）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

（３）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

相談窓口への相談のほか、毎年度実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用

募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労機関からのみの受け入れを実施する。

（４）その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。